

# 総括質疑

松下 哲也 議員

専決処分も視野に入れ  
迅速に対応する

大雨被害に対し早期の  
補正予算措置を

問 今定例会において、道  
路維持費として7・8・3  
0万円程が計上された。

8月31日の大雨により道  
路の損壊箇所が多数報告さ  
れた。早期の状況把握と追  
加の補正予算措置を行つべ  
きではないか。

また、農家の耕作道路補  
修事業に対する相談は何件  
程度来ているか。



大雨による法面被害

答 町道の91路線で路盤崩  
落、法面と路肩の決壊  
が発生した。路面の傷みも  
多数あり、「維持費」「災害  
普及費」「直営作業」の費  
用算定を急いでいる。酪農  
家の私道や取付道路の被害  
が14件報告されているが、

さらに増える可能性がある。  
耕作道の復旧に対応する  
被災農道等整備補助金制  
度の周知に努め、収穫への  
影響を回避したい。

関連予算については、臨  
時会での補正と専決処分を  
視野に入れている。

類瀬 光信 議員

スナダヤ釿路進出が本町  
林産業に与える影響は

問 スナダヤは、トドマツ  
とアカエゾマツを中心

に年間36万m<sup>3</sup>を処理する計  
画だという。現在、釿路管  
内では年間30万m<sup>3</sup>を処理し  
てているが、今後、中小の製  
材所の原木入手が困難にな  
る。集材がカラマツにまで  
及んだ場合、畜産用のおが  
粉の材料が枯渇する。

答 スナダヤは、通常では  
利用価値の低い材まで  
利用する高い技術を有して  
いる。それでもトドマツの  
原木丸太の値上がりは疑つ  
余地がない。地域の木材供  
給に影響がないよう期待す  
るとともに、伐期を迎えた  
町有林を町内に供給するよ  
う配慮したい。



町内の林産業と畜産を守  
るために、町有林を地元優先  
で供給すべきではないか。

類瀬 光信 議員

牛ウイルス性下痢の防  
疫体制を強化すべき

のワクチンプログラムに取  
り込めるかについては、家  
畜白衛防疫連絡協議会で協  
議したい。

役場内のセクシャルハ  
ラスメント、パワーハ  
ラスメント、モラルハラス  
メントについての風聞は以  
前から耳にする。

判断するというのが現行  
ルール。その先にアンケー  
ト調査があると考える。  
アンケート調査の実施  
は、実態を把握する手法の  
ひとつとして検討したい。

町道沼幌川沿線は、こ  
れまでも度々冠水や損  
壊により通行止めとなっ  
ている。以前から抜本的な対  
策をと指摘してきた。関係  
者、関係機関との協議が必  
要ではないか。

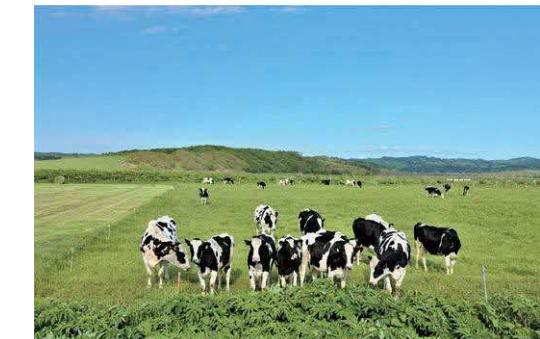
道路としての根本的な  
対策が取れない状況  
だ。農林課を含めて協議し  
たい。

根本的な対策を協議す  
る

答 道路としての根本的な  
対策が取れない状況  
だ。農林課を含めて協議し  
たい。

問 牛ウイルス性下痢は経  
済的損失が大きい。近  
年、バルク乳のスクリー  
ニングによる摘発が奏功し  
て、発生が減少している。  
しかし、常に野外感染が起  
きるので、蔓延のリスクは  
ある。

そんな中、垂直感染を防  
ぎ持続感染牛を発生させな  
い新型ワクチンが開発され  
た。従来型の混合ワクチン  
との併用や変更を見据え、  
試験接種等を行つてはどう  
か。



効果的な使用法などに  
ついて研究する

答 本症の令和5年度中の  
発生は2頭にとどま  
る。当該ワクチンは、垂直  
感染を防ぐほか、妊娠牛に  
も使用でき、有効期間が長  
いという特徴から、予防の  
省力化も期待できる。現行

答 ハラスメントを受け  
た、あるいは見たとい  
う申し出以前の「ハラスメ  
ントにあたるか」という相  
談事例はある。

行為を受けた人と、目撃  
した人からの申し出があつ  
たことについて、客観的に



行為を受けた者の主張を  
客観的に判断する

各種ハラスメントの存在  
が、町職員の中途退職や敬  
遠に影響していると指摘す  
る町民も少なくない。必要  
な町職員を確保すること  
と、より良い職場環境を整  
えることは、結果として町  
民の利益になる。

アンケート調査等を行  
い、実態を把握すべきでは  
ないか。

# 総務経済委員会

## 所管事務調査報告書

標茶町では平成29年7月  
方、都市生活者の地方移住の二  
つが課題となっている。一方、都  
市では人口減少・少子高齢化が著  
しく、人材の確保が課題となっている。  
平成21年より要綱の整備がなされ、「  
地域おこし協力隊」が制度化された。

現在、標茶町では7名の地域おこし  
協力隊員が活躍しているが、主に観光事業  
に準じた内容である。それ

令和6年5月14日  
令和6年6月20日  
令和6年8月21日

### ◆調査の経過と内容

弟子屈町で地域おこし協力隊が携わり、令和6年8月にオープンした弟子屈ワ  
イナリーを視察した。

### ◆委員会の所見



観光案内所

### ◆調査事項

標茶町における地域おこし協力隊の現状と課題について

より地域おこし協力隊の受け入れをはじめ、現在では

7名の地域おこし協力隊員は標茶町ホースタウンプロジェクトに準ずる業務、標茶町の観光を推進するための観光協会支援、めん羊事業の推進、町営バスの運行、維持に携わってもらっている。また地域おこし協力隊OBによる現役隊員へのサポート事業もされている。

他町村の調査でも感じたことであるが、各隊員が進める事業において隊員・行政・関係団体・民間の積極的なコミュニケーションが重要である。日々業務に追われる隊員は、知らない土地で時として孤独・孤立感を感じてしまうこともあると想像する。各隊員が思い描いている希望を標茶で実現するためには、行政との綿密な相談のうえ業務の質の向上を図り、地域住民との積極的な交流のもと、各隊員の生活の基盤が標茶町にできるよう推し進める必要がある。

課題としては、各隊員は広報紙を媒体として活動の情報発信をしているが、なかなか活動が知れ渡っていないことは言い難い。町民側からも隊員の活動に関心を持つてもうけるような取り組み（例：町民との交流会）も必要である。

また、標茶町として地域おこし協力隊員を招き入れるためにあたって、スポット的な行政側のニーズだけでなく、標茶町の特色を最大限活用するには、地域おこし協力隊員・町民間わずより良いまちづくりを通じ、共に成長していく姿勢が重要である。

行政・地域おこし協力隊員・町民間わずより良いまちづくりを進めるための議論の場も必要である。

# 厚生文教委員会 所管事務調査報告書

◆ 調査日時  
令和6年7月29日（月）  
午前10時30分～

◆ 調査事項  
標茶町クリーンセンターの現状と課題について

◆ 調査の経過と内容  
はじめて、クリーンセンター尚師英男所長より、施設の案内と説明があった。施設の観察は、ごみ焼却棟、浸出水処理棟、浸出水調整池、埋立処分地、リサイクルセンター、ストックヤード、余熱利用設備、管理棟などである。尚師所長は、①ごみの適正処理と施設の

安定稼働、②資源循環型社会の形成、③環境保全に万全を期した施設を軸とした説明を行つてくれた。

本町のゴミ処理実績は、焼却、埋め立ての合計では令和元年度483tに対し、令和5年度の実績は374tと少しずつ減少してきている。

金額的には、令和5年度では、531万9千円の有償に対し、逆有償は213万2千円で、差額は318万7千円となっている。

現在行つてゐるD型ハウスでの分別作業の労働環境では、窓を二つつけて風通しを良くし、また冬季間は暖房機を使うなど改善しつつある。

## ◆ 委員会の所見

安定稼働、②資源循環型社会の形成、③環境保全に万全を期した施設を軸とした説明を行つてくれた。

ごみ焼却棟、埋め立て処分地等の長寿命化や環境保全のためにも、ごみの分別やごみの量を少なくしていくための運動をもっと進めるべきである。また、町助成の生ごみ処理機器をもつと活かすべきであり周知をさらに進めるべきである。

紙おむつ、パット等は可燃ごみとして無料で回収されているが、これからも家庭や施設等からさらによく排出されると想定される。今後は処理方法についても検討していくべきと考える。

資源ストックヤードの分別作業の労働環境については、改善しつつあるが、ほ

心配がある。屋根にベンチレーターなどの換気装置を講じる等、更なる労働環境改善を考えるべきである。

廃棄物を炭化させて有効利用する技術が確立されてゐる。炭化の対象は、廃材、廃車、廃家電、廃プラ、漁網・漁具、下水汚泥、貝殻など広範囲にわたる。炭化によって得られる灰素は、

ごみに関するSDGsに基づく町民講座・研修を行つてはどういか。

建築資材、環境資材、電気自動車部品などに利用されており、確固たる需要がある。有用な資源を產生する産業の創出と、焼却炉の長寿命化の観点から研究すべきと考える。



# 第3回 臨時会

7月24日、第3回臨時会が開催されました。

## 専決処分1件

昨年12月22日発生の自動車事故について7月16日付で専決処分を行つたと報告がありました。議会はこれで承認しました。損害賠償額は、32万6646円でした。

## 議案第43号

釧路湿原かや沼観光宿泊施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 反対討論

深見 迪 議員

300円、町民以外は、入湯税を入れて大人1000円、小学生は500円となりました。なお中学生は大人の料金と同じですが、入湯税がかからないので町内650円、町民以外950円となります。

また、今まであった2、団体利用の場合の料金3、附属施設等の料金4、営利を目的とする場合の料金はいずれも削除されました。

民のみなさんのニーズに背いたものではないと考へている」これは副町長の説明でした。

そして、町長は質問に対し、「町民のみなさんが利用の中心は温泉の利用、それから宴会場の利用、そしてレストランの利用、外の焼き肉を含めての利用が中心です。これらについてはすべて今の計画の中には取り入れをしながら計画をしておられます。町民のみなさんこれまで使つていた形態について一定程度の確保をしていきたい」と答弁しています。

改訂に対する私の反対討論といたします。

以上、今回の条例の一部改正に対する私の反対討論といたします。

自らも宿泊するといった「憩の家」を少なからず町の財産として応援してきたことも指摘しておきます。

以上、今回の条例の一部改正に対する私の反対討論といたします。



議案第44号  
一般会計補正予算

宿泊料の上限額1泊1名につき1万円が2万5350円になりました。

備考として「宿泊料には、食事料を含まないとする」が付け加えられました。

また、入浴料が町民は大人650円（入湯税を入れて700円）小学生は

条例の別表（第9条関係）に反対の立場で討論いたします。

議論にあたつて、これまでもかなり議論をしてきましたので簡潔に行います。

今までの議論を振り返つてみると「高級化とかそういうふうにしたところではなくて、今あるものをよくして提供するところでは、住

ます。実際は今までの「憩の家」の活用についていえば、研修会、同窓会等々町民が町外の人たちを誘つて「憩の家」を少なからず町の財産として応援してきたことも指摘しておきます。

以上、今回の条例の一部改正に対する私の反対討論といたします。

自らも宿泊するといった「憩の家」を少なからず町の財産として応援してきたことも指摘しておきます。

以上、今回の条例の一部改正に対する私の反対討論といたします。

ますが、実際は今までの「憩の家」の活用についていえば、研修会、同窓会等々町民が町外の人たちを誘つて「憩の家」を少なからず町の財産として応援してきたことも指摘しておきます。

以上、今回の条例の一部改正に対する私の反対討論といたします。

自らも宿泊するといった「憩の家」を少なからず町の財産として応援してきたことも指摘しておきます。

以上、今回の条例の一部改正に対する私の反対討論といたします。

自らも宿泊するといった「憩の家」を少なからず町の財産として応援してきたことも指摘しておきます。

以上、今回の条例の一部改正に対する私の反対討論といたします。

議案第44号  
一般会計補正予算

- ・観光費 728万6千円
- \*釧路湿原かや沼観光宿泊施設に関する予算で
- ・特別旅費5人分で60万6千円
- ・食糧費 36万円
- ・一人6千円で60名分
- ・広告料566万5千円
- 北海道新聞、釧路新聞に全面広告など